

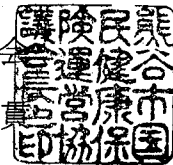


令和4年10月3日

熊谷市長 小林 哲也 様

熊谷市国民健康保険運営協議会

会長 小林 一 貴



熊谷市国民健康保険税の税率等について（答申）

令和4年9月12日付け熊保年発第808号で諮問のありました標記の件について、慎重に審議を行った結果、別紙のと通りの結論に達しましたので、ここに答申します。



今般の「熊谷市国民健康保険税の税率等について」の諮問は、平成30年度から開始した国民健康保険の都道府県単位化を踏まえ、県が示す標準保険税率を参考に、次のとおり、改正案が提示されたものである。

<改正案>

課税区分		改正後	改正前
医療給付費分	所得割率	6.9%	6.9%
	均等割額	28,500円	26,000円
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.2%	2.1%
	均等割額	13,000円	12,000円
介護納付金分 (変更なし)	所得割率	1.7%	1.7%
	均等割額	12,500円	12,500円

医療給付費分については、現行と比較し、均等割額を引き上げるものである。

後期高齢者支援金等分については、現行と比較し、所得割率と均等割額を引き上げるものである。

また、介護納付金分については、改正を行わないものである。

これらは、先に示された本市の「国民健康保険税改正にあたっての基本方針」に沿ったものであることから、下記のとおり答申する。

記

- 1 熊谷市国民健康保険税の令和5年度における税率等については、諮問のとおりとすることが適当である。